

ともに子育てを支えあう地域づくり

# 広陵町 子ども・子育て 支援事業計画（第2期）

概要版



令和2年3月  
広陵町

## 1. 計画策定の目的

本町では、平成27年3月に「広陵町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、広陵北かぐやこども園の開園など保育施設の整備をはじめ、放課後子ども育成教室の充実など放課後対策、子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）の開設など子育てへの不安を解消するための相談体制の充実など、子育て支援に関する総合的な取り組みを推進してきました。

このたび、計画期間が終了することから、近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向を踏まえ、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、新たな子育て支援の指針として「広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」（以下、「本計画」）を策定しました。

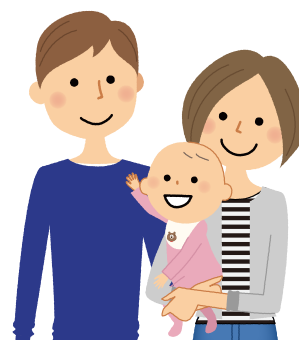
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童対策の計画的な整備の方向性を示す「市町村行動計画」を包含した計画とします。

計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定により設置している「広陵町子ども・子育て会議」による審議・検討を経て策定しました。

## 3. 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。



## 4. 計画の基本理念

子育てにかかわる親、家庭、地域、事業所、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向け、地域における子育て支援を重視し、「ともに子育てを支えあう地域づくり」を本計画の基本理念として掲げ、総合的な取り組みを推進していきます。

### 基本理念

ともに子育てを支えあう地域づくり

## 5. 計画の基本目標と主な施策

基本理念に基づき、本計画において取り組む施策展開の基本的な目標と主な施策は以下のとおりとなります。

### 基本目標1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを進めます。

#### 主な施策

- 1 相談支援体制と情報提供の充実
  - (1) 相談支援体制の充実
  - (2) 子育てに関する情報提供の充実
- 2 子どもの健やかな育ちを支援する
  - (1) 子どもと母親の健康づくり
  - (2) 食育の推進
  - (3) 小児医療の充実
- 3 子育てにかかる経済的負担の軽減
  - (1) 妊娠・出産に関する支援
  - (2) 子どもを持つ家庭への経済的支援

### 基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

安心して子育てすることができ、子育てと仕事を両立できる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。さらに、子育てを難しくする要因となる経済的な負担軽減に努めます。

#### 主な施策

- 1 多様な保育ニーズに対応するための支援
  - (1) 保育サービスの充実
  - (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進
  - (1) 働きやすい職場環境づくりの促進
- 3 ともに子育てを担う意識づくり
  - (1) ともに子育てを担う意識づくり
  - (2) 思春期保健対策の充実

### 基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図るとともに、放課後等に子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図ります。

また、家庭・学校等における教育の充実など子どもが自己肯定感を持って成長することができる環境づくりを図ります。さらに、子どもと親にとって、身近な生活の舞台である地域において、子育てをお互いに支えあう地域づくりを進めます。

#### 主な施策

- 1 子どもの居場所・交流の場づくり
  - (1) 放課後の居場所づくり
  - (2) 交流機会の提供
  - (3) 子どもの遊び場・体験機会の充実
- 2 子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実
  - (1) 幼児教育の充実
  - (2) 学校教育の充実

### 基本目標4 子どもを守る環境づくり

子ども一人ひとりが尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、すべての子どもと親が安心して快適に生活できるよう交通事故や犯罪などから子どもの安全を確保する取り組みを進めます。

#### 主な施策

- 1 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止
  - (1) 子どもの権利を尊重する意識づくり
  - (2) 子どもの虐待防止対策の強化
- 2 様々な子どもと子育てへの支援
  - (1) ひとり親家庭の自立支援の推進
  - (2) 障がい児施策の充実
  - (3) 経済的困難を抱える家庭への支援
- 3 子どもの安全の確保
  - (1) 交通安全対策の強化
  - (2) 防犯対策の強化
  - (3) 安心できる生活空間の確保

## 6. 重点施策

本計画では、子ども・子育て支援に関する4つの基本目標の施策・事業を計画的に推進していくことが基本となりますが、基本理念である「ともに子育てを支えあう地域づくり」の実現に向けて、重点的に取り組む施策を設定し、本町における子育て支援の充実を図ります。

### 重点施策1 幼保一体化の推進

幼稚園・保育園・認定こども園の教育・保育サービスの充実を図るとともに、幼保一体化総合計画に基づき、幼保一体化をより一層推進し、子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実を図ります。

### 重点施策2 地域での子どもと親の居場所・交流の場づくり

放課後の子どもの居場所づくりとして、ニーズに対応した放課後子ども育成教室の充実を図ります。また、子育て家庭の親子が気軽に集い、交流する場の提供の充実を図るため、なかよし広場の充実をはじめ、ボランティアなどと連携し、各種既存施設を活用した子育て支援や交流の場づくりなど、地域での子どもと親の居場所・交流場づくりを図ります。

### 重点施策3 子どもを守る仕組みづくり

子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置を図ります。また、地域での子どもの見守り体制の充実を図ります。

## 7. 子ども・子育て支援の具体的事業目標

### ① 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、教育・保育の無償化により、施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

#### I 子ども・子育て支援給付

##### 子どものための教育・保育給付

- ➔ 施設型給付  
(認定こども園・幼稚園・保育園)
- ➔ 地域型保育給付  
(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)

子育てのための施設等利用給付  
(未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用)

子どものための現金給付(児童手当)

#### II 地域子ども・子育て支援事業

- |                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業             | ⑨病児・病後児保育事業                     |
| ②時間外保育事業<br>(延長保育事業) | ⑩ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) |
| ③放課後児童健全育成事業         | ⑪妊婦健康診査                         |
| ④子育て短期支援事業           | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業               |
| ⑤乳児家庭全戸訪問事業          | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業             |
| ⑥養育支援訪問事業            |                                 |
| ⑦地域子育て支援拠点事業         |                                 |
| ⑧一時預かり事業             |                                 |

## ② 教育・保育提供区域の設定

本町においては、子どもの人数と現実の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を全町一体として定め、ニーズ量の見込みを行い、確保方策を図ることとします。

## ③ 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における、幼児期の教育・保育の量の見込み（幼稚園・保育園・認定こども園の利用者の見込み）については、国の示した計算式で算出するとともに、これまでの利用実績、アンケート調査結果、人口推計等から認定区分ごと（1号認定・2号認定・3号認定）の量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、平成31年4月1日現在、保育園が6か所、幼稚園が5か所、認定こども園が1か所、小規模保育施設が1か所となっています。

供給体制については、量の見込みに対する供給が可能となっており、今後も供給体制の確保に努めます。



### 教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

#### 1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	359人	361人	356人	352人	344人
② 確保の内容	982人	982人	982人	822人	822人
②－①	623人	621人	626人	470人	478人

#### 2号認定（認定こども園及び保育園）の量の見込みと確保の内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（必要利用定員総数）		612人	613人	605人	598人	582人
	他市町村の子ども	5人	5人	5人	5人	5人
② 確保の内容	保育園、認定こども園	598人	598人	598人	618人	618人
	他市町村の施設	10人	10人	10人	10人	10人
②－①		-14人	-15人	-7人	20人	36人

#### 3号認定（認定こども園、保育園及び地域型保育）の量の見込みと確保の内容

1・2歳児		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（必要利用定員総数）		305人	297人	294人	287人	281人
	他市町村の子ども	8人	8人	8人	8人	8人
② 確保の内容	保育園、認定こども園、地域型保育事業	283人	283人	283人	293人	293人
	他市町村の施設	15人	15人	15人	15人	15人
②－①		-22人	-14人	-11人	6人	12人

0歳児		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（必要利用定員総数）		59人	57人	56人	55人	54人
	香芝市の子ども	2人	2人	2人	2人	2人
② 確保の内容	保育園、認定こども園、地域型保育事業	55人	55人	55人	60人	60人
	他市町村の施設	5人	5人	5人	5人	5人
②－①		-4人	-2人	-1人	5人	6人

## 8. 地域子ども・子育て支援事業について

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、本町では各事業について以下の取り組みを進めます。

### 1 利用者支援に関する事業

本町では、平成30年10月に、子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）を開設し、妊娠期から就学まで切れ目のない支援を実施しています。今後も妊産婦等への相談支援を実施し、切れ目のない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

### 2 時間外保育事業（延長保育事業）

本町では、すべての保育園と認定こども園で延長保育を実施しています。今後も、保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等によるニーズ変化を踏まえ、必要なサービス量を確保していきます。

### 3 放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）

本町では、すべての小学校区（5小学校区）で放課後子ども育成教室（7クラブ）を開設しています。人口増のみられる校区では定員に対する希望者が上回るなど受け皿の確保が課題となっていることから、確保に向けた取り組みを進めます。



### 4 子育て短期支援事業

児童の保護者が、一時的に養育することができなくなった場合に、児童養護施設等で預かる事業です。今後も、児童養護施設等と連携し、ニーズにあわせた対応を図ります。

### 5 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。今後も、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、訪問率100%を目指します。

### 6 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。今後も、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう体制強化を図ります。

### 7 地域子育て支援拠点事業

本町では、「広陵北かぐやこども園なかよし広場」、「さわやかホールなかよし広場」、「マミつどいの広場」（香芝市との連携事業）の3か所で実施しています。今後も、事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。



### 8 一時預かり事業

本町では、すべての幼稚園と認定こども園（1号認定）で、教育時間終了後に、預かり保育を実施しています。また、満1歳から就学前までの児童を対象に、広陵南保育園、馬見労務保育園、広陵北

かぐやこども園の3か所で一時保育を実施しています。今後も、事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、保護者が安心して預けることのできる受け入れ環境及び実施体制の充実を図ります。

### 9 病児・病後児保育事業

本町では、病後児保育を1か所の保育園（馬見労務保育園）で実施しており、平成31年4月から利用料を減額し利用促進を図っています。病児保育は大和高田市の診療所（土庫こども診療所病児保育園「ぞうさんのおうち」）と連携して実施しています。今後も住民への事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。



### 10 ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動を進める制度です。今後、保護者のニーズ把握に努めるとともに、事業の実施について検討していきます。

### 11 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。必要量を提供する体制はできており、今後も、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

### 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、幼児教育の無償化に伴い給食費（副食費に限る）の実費徴収が開始され、低所得世帯に対しては給食費を減免する制度となっています。国の減免制度が及ばない私立幼稚園に通園する低所得世帯に対しても実費徴収に係る補足給付により同様の支援を行います。

### 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業について、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

## 9. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保に向け、①教育・保育の一体的な提供の推進、②認定こども園の推進、③質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実、④保育士等の質の向上と人材確保に努めます。

## 10. 計画の推進・進捗管理に向けて

### 1 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、町全体が子どもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、こども課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

### 2 県や国との連携

本計画に位置づけている諸施策の中には、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中で、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努めます。

### 3 住民への計画の周知

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、それぞれの立場に応じた協力体制の確立が必要となることから、計画・施策の周知に努めます。



### 4 相談体制の充実

各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、こども課が中心となり、幼稚園・保育園・認定こども園、関係部署等が情報の共有化を図るとともに、各事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、住民の要望・相談等に応じられる体制づくりを進めます。また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、専門機関へのつなぎなど問題解決への支援を図ります。

### 5 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のために、定期的に進行状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、PDCAサイクルのプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。また、「広陵町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

### 6 施策・事業の質の向上を図るための取り組み

各施策や事業の実施においては、ニーズに応じた必要な量の確保とともに、事業の質の向上を目指し、利用者へのアンケート調査等を実施し、改善につなげるなどの取り組みを進めます。

広陵町子ども・子育て支援事業計画(第2期)

概要版

[令和2年度～令和6年度]

広陵町福祉部こども課

電話: 0745-55-6820

ファックス: 0745-54-5324

URL: <http://www.town.koryo.nara.jp>

E-mail: [info@town.koryo.nara.jp](mailto:info@town.koryo.nara.jp)